

筑紫野市 ●●コミュニティ運営協議会 パートナーシップ協定書

筑紫野市（以下「甲」という。）と●●コミュニティ運営協議会（以下「乙」という。）とは、市、地域住民及び地域で活動する各種団体の協働により、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会を築いていくことを目指し、「筑紫野市地域コミュニティ推進条例」第 8 条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が対等なパートナーであることを認識し、双方が持つ特性を理解して認め合うとともに、協働によるまちづくりを進めていくことを目的として必要な事項を定めるものとする。

（甲の役割）

第 2 条 甲は、乙に対して筑紫野市地域コミュニティづくり交付金による財政支援を行うとともに、甲乙協議の上、人的支援、物的支援及び情報支援を行うものとする。

（乙の役割）

第 3 条 乙は、地域の自主的かつ自律的な活動又は市との協働によって、より安全で安心なまちづくりを目指すため、おおむね次に掲げる活動に取り組むものとする。

- (1) 地域の防犯及び防災に関する活動
- (2) 地域の環境美化及び保全に関する活動
- (3) 地域の福祉の向上に関する活動
- (4) 地域の青少年健全育成、人材育成及び教育に関する活動
- (5) その他地域コミュニティの推進に関する活動

2 前項に規定する活動の詳細については、甲乙協議の上、別に定める。

（情報の共有と適正管理）

第 4 条 甲と乙は、定期及び必要に応じて臨時に協議の場を設け、地域に係る情報を共有するよう努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された情報について、個人情報保護の観点から適切に管理しなければならない。

（協定の期限）

第 5 条 この協定は、1 年間有効とする。ただし、期限満了の 2 ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除の申出がない場合は、更に 1 年間、協定を延長するものとし、以後この例による。

（その他）

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 筑紫野市石崎一丁目 1 番 1 号
筑紫野市
代表者 筑紫野市長

乙 筑紫野市（所在地）
●●コミュニティ運営協議会
代表者 会長